

福岡県公報

平成三十一年三月二十二日
第四千七十八号
増刊
①

目次

訓令(第一号・第二号)

○福岡県公印規程の一部を改正する訓令

(行政経営企画課)……………一

○福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

(人事課)……………三

教育委員会

○福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務企画課)……………三

人事委員会

○公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)……………四

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事委員会事務局給与公平課)……………五

○福岡県人事委員会委員長に対する権限の一部を改正する告示

(人事委員会事務局給与公平課)……………五

訓令

福岡県訓令第一号

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県知事 小川 洋

本庁
出先機関

福岡県公印規程(昭和四十年四月福岡県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十七の二の項中「第十八条第二十二項」を「第十八条第二十四項」に、「仮使用の承認通知書」を「仮使用の認定通知書」に改め、「道路位置の指定通知書」の下に「同法第四十三条第二項第一号の規定による接道基準外建築の認定通知書」を加え、「同法第四十三条第一項」を「同項第二号」に改め、「接道基準外建築の許可通知書」の下に「(包括同意基準に適合するものに限る。)」を、「道路内の建築許可通知書」の下に「(包括同意基準に適合するものに限る。)」を、「建築許可に係る通知書」の下に「(建築審査会の同意を要する許可を除く。)」を加え、「第三項並びに」を「第三項まで及び」に、「第六十八条の四並びに」を「第六十八条の四及び」に改め、「容積率の特例に係る認定通知書」の下に「同法第六十八条の五の五第二項の規定による地区計画等区域内における建築物の高さの特例に係る認定通知書」を加え、「第八十六条第一項並びに」を「第八十六条第一項及び」に改め、「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)」の下に「第三百三十七条の十六第二号の規定による既存建築物に対する緩和に係る特例認定通知書、同令」を加え、「第一号ホ又は第四号」を「第一号ホ、第二号及び第四号」に、「道路位置指定基準特例認定通知書」を「道に関する基準の特例認定通知書」に、「第二十五条の三第一号並びに」を「第二十五条の三第一号及び」に改め、「福岡県建築基準法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第一号)」の下に「第二十二條第二項」を、「私道廃止・変更の通知書」の下に「(法第四十二條第一項第三号及び第五号並びに同条第二項に係るものに限る。)」を加え、「県土整備事務所」を「県土整備事務所長」に改め、同項の次に次のように加える。

十七の二	福岡県知事印	17の2の2	てん書	方	建築基準法第四十二條第一項第四号の規定による道路の指定通知書、同項第五号の規定による道路位置の指定通知書、同法第四十三條第二項第一号の規定による接道基準外建築の認定通知書、同項第二号の規定による接道基準外建築の許可通知書(包括同意基準に適合するものに限る。)、建築基準法施行令第四百四十四條の四第一項第一号ホ、第二号及び第四号の規定による道に関する基準の特例認定通知書、福岡県建築基準法施行条例第二十五条の三第一号及び第二号の規定による道に関する	直方、京築、朝倉、八女及び田川県土整備事務所長並びに南筑後県土整備事務所柳川支所長
------	--------	--------	-----	---	---	---

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

<p>三七の 福岡県 知事印</p> <p>17の3</p> <p>てん書</p> <p>方 二七</p>	<p>別表第一の十七の三の項及び十七の四の項を次のように改める。</p> <p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定による指定居宅サービス事業者指定通知書、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者指定通知書、同法第三十七条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者に係る指定の変更の申請に対する決定の通知書、同法第三十八条第一項の規定による指定障害者支援施設指定通知書、同法第三十九条第一項の規定による指定障害者支援施設に係る指定の変更の申請に対する決定の通知書、同法第四十一条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定更新通知書、福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年福岡県規則第三十号）第五条の規定による貸付決定通知書及び不承認決定通知書、同規則第八条第二項の規定による貸付継続決定通知書及び不承認決定通知書、同規則第九条第二項の規定による貸付（増額・減額）承認通知書及び不承認決定通知書、同規則第十条第三項の規定による償還通知書及び貸付（増額・減額）承認通知書、同規則第十一条第二項の規定による貸付（休止・再開）承認通知書、同規則第十二条第二項の規定による貸付停止決定通知書、同規則第十三条第二項の規定による支払猶予承認通知書及び不承認決定通知書、同規則第十四条第二項の規定による償還方法・</p> <p>宗像・遠賀及び嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所長</p>	<p>る基準の特例認定通知書、福岡県建築基準法施行細則第二十二条第二項の規定による私道廃止・変更の通知書（法第四十二条第一項第三号及び第五号並びに同条第二項に係るものに限る。）</p>
<p>四十七の 福岡県 知事印</p> <p>17の4</p> <p>てん書</p> <p>方 二七</p>	<p>期間変更承認通知書及び不承認決定通知書、同規則第十五条第二項の規定による繰上償還通知書、同規則第十六条第二項の規定による据置期間延長承認通知書及び不承認決定通知書</p> <p>介護保険法第四十一条第一項の規定による指定居宅サービス事業者指定通知書、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者指定通知書、同法第三十七条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者に係る指定の変更の申請に対する決定の通知書、同法第三十八条第一項の規定による指定障害者支援施設指定通知書、同法第三十九条第一項の規定による指定障害者支援施設に係る指定の変更の申請に対する決定の通知書、同法第四十一条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定更新通知書、福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第五条の規定による貸付決定通知書及び不承認決定通知書、同規則第八条第二項の規定による貸付継続決定通知書及び不承認決定通知書、同規則第九条第二項の規定による貸付（増額・減額）承認通知書及び不承認決定通知書、同規則第十条第三項の規定による償還通知書及び貸付（増額・減額）承認通知書、同規則第十一条第二項の規定による貸付（休止・再開）承認通知書、同規則第十三条第二項の規定による支払猶予承認通知書及び不承認決定通知書、同規則第十四条第二項の規定による償還方法・期間変更承認通知書及び不承認決定通知書、同規則第十五条第二項の規定による繰上償還通知書、同規則第十六条第二項の規定による据置期間延長承認通知書及び不承認決定通知書、廃棄物の処理及び清掃に関する法</p> <p>北筑後及び南筑後保健福祉環境事務所長</p>	<p>期間変更承認通知書及び不承認決定通知書、同規則第十五条第二項の規定による繰上償還通知書、同規則第十六条第二項の規定による据置期間延長承認通知書及び不承認決定通知書</p>

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程（昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号）

の一部を次のように改正する。

別表無給休暇の項中

義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせ、若しくはその子が在籍する保育所、幼稚園若しくは小学校が感染症予防のため閉鎖された場合に当該子の健康を管理することをいう。）又は当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

を

に改める。

義務教育終了前の子又は特別支援学校（高等部）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせ、若しくはその子が在籍する保育所、幼稚園、小学校若しくは特別支援学校（中学部及び高等部）が感染症予防のため閉鎖された場合に当該子の健康を管理することをいう。）又は当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

別表備考第二号を次のように改める。

二 この表中「学校等が実施する行事」とは、次に掲げる子の区分に応じ、それぞれ次に定める行事とする。

イ 義務教育終了前の子 保育園、幼稚園、小学校又は中学校が実施する入学（園）式、卒業（園）式、家庭訪問、授業（保育）参観、運動会、学芸会その他これらに類する行事

ロ 特別支援学校（高等部）に在籍する子 特別支援学校（高等部）が実施する家庭訪問、現場実習その他学校から保護者の付き添いや同席を特に要請された学校行事

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第四号

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
別表の岡垣町の表中

議会議務局

事務局長

を

議会議務局

事務局長 課長補佐

に、

教育委員会事務局

課長

を

教育委員会事務局

課長 課長補佐

に改める。

別表の水巻町の表本庁の項中「人事係長」を「人事秘書係長」に改め、同表備考中「水巻町役場事務分掌条例（平成十八年水巻町条例第三十二号）」を「水巻町役場事務分掌条例（平成三十年水巻町条例第十九号）」に改める。

別表の大刀洗町の表本庁の項中「参事」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第一号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の部第一項中第二十七号を第三十号とし、第七号から第二十六号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の三号を加える。

7 第十条第四項の規定により、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的又は緊急に限度時間を超えて勤務することができる場合を定めること。

8 第十条第五項の規定により、大規模災害等の理由による時間外勤務命令に関する届出について別に定めること。

9 第十条第五項の規定により、時間外勤務を命じた事由、時間及び職員数その他必要な事項の届出を受理すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会告示第一号

福岡県人事委員会委員長に対する権限の委任（昭和四十七年福岡県人事委員会告示第三号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十二日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

「第十七条」を「第十六条」に、「特定化学物質等障害予防規則」を「特定化学物質障害予防規則」に、「高気圧障害防止規則」を「高気圧作業安全衛生規則」に改める。